

## 部活動の地域移行について

## 1 令和7年度の部活動の地域移行への取り組み

	項目	内容
1	協議会の開催	芽室町部活動地域移行推進協議会の開催（令和6年度からの継続事業）
2	人材の確保	（1）コーディネーター役の専門職員の確保 （2）部活動指導員等の確保
3	教員の負担軽減に向けた拠点校方式の導入確認、推進	学校間連携の充実
4	部活動指導員等の配置検討（人材の募集・把握等）	（1）部活動指導員の確保、配置 （2）部活動サポーターの確保、配置 （3）地域クラブ活動指導者の確保、配置
5	移行モデル（事例）の実施	地域クラブ活動への移行に向けた実証(モデル)事業
6	実施主体設置に向けた民間等へのアプローチ、情報交換	関係団体との連絡調整等による体制整備
7	他自治体等との連携、情報収集、意見交換（北海道、道内市町村、十勝管内、1市3町等）	（1）北海道、伊達市、登別市、安平町等 （2）帯広市、音更町、幕別町、中札内村、鹿追町、池田町等
8	気軽に参加できる運動クラブの検討	関係団体等との連携（軽スポーツクラブ等の検討）
9	保護者等関係者への周知	説明会等の実施
10	R8年度以降の取組事項・内容の確認（改革実行期間）	国の動向確認 ※前期（令和8～10年度）、後期（令和11～13年度） 期間内の事業内容、計画等の作成

## 2 持続的な部活動の地域移行に向けた懸念事項

	項 目	内 容
1	人材の確保	(1) 地域移行を担う人材の確保 (2) 指導者への研修の実施（質の保障）
2	財源の確保	(1) 指導者への謝礼 (2) 安定的な運営（実施主体・各クラブ活動運営等）に向けた財源の確保 (3) その他必要経費（研修費用、保険代等） (4) 補助金等の財源（R8以降の確認）
3	実施主体	主体となる事業所等の確保
4	体制の整備	(1) 活動場所の確保 (2) 移動手段、部活動バスの運行等 (3) クラブ化による個人負担の増（就学援助等の活用検討） (4) 学校から地域展開に対する住民理解 (5) 人口減少

## 3 国の動向（地域移行への方向性※令和8年度以降は予定）

	項 目	現 在	今 後
1	期 間	令和5年～7年度	前期：令和 8年～10年度 後期：令和11年～13年度
2	名 称	地域移行	地域展開
3	補助事業（スポーツ庁）	地域スポーツクラブ活動体制整備事業（令和7年度まで）	不 明

# 学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

## 学校部活動

【位置付け】**学校教育の一環**（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



## 学校部活動の地域連携

■ **合同部活動**の導入や**部活動指導員等**の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	<b>部活動指導員等、関係校の教師</b> (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要  
(学校や地域によっては存続が厳しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

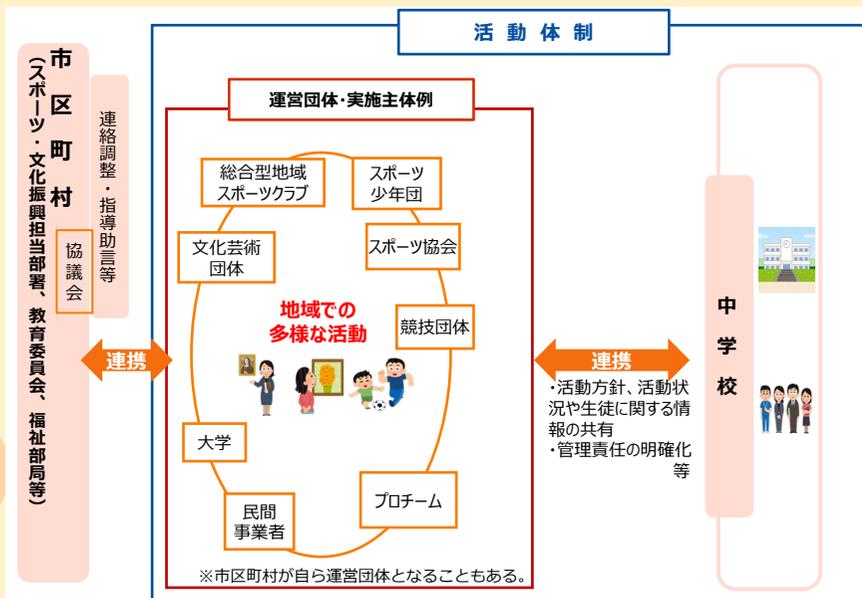
地域の実情に応じ、  
当面は併存

## 休日の地域クラブ活動

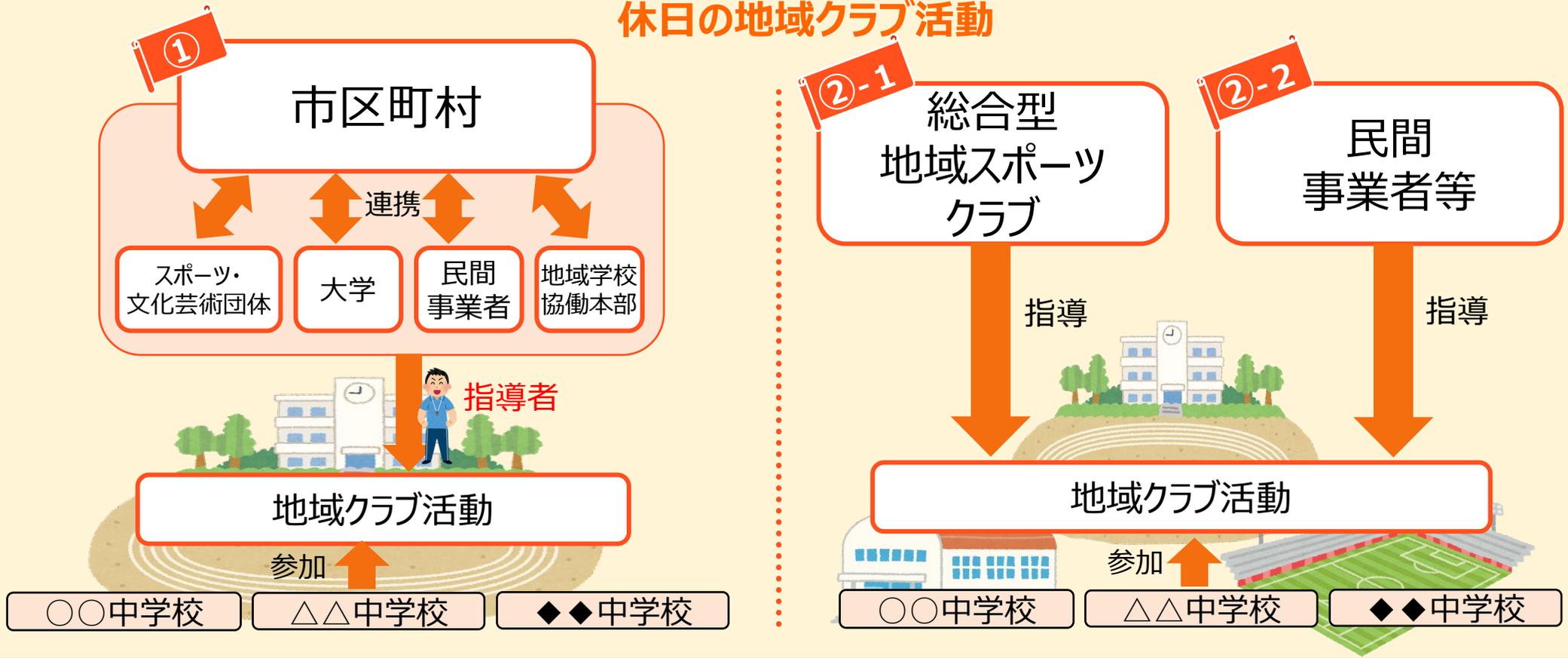
【位置付け】**学校と連携して行う地域クラブ活動**  
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ **地域の多様な主体**が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① <b>地方公共団体</b> （※複数地方公共団体の連携を含む） ② <b>多様な組織・団体</b> （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	<b>地域の指導者</b> （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



## 休日の地域クラブ活動



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

## 学校部活動の地域連携

